

広島労働局 総務部 労働保険徴収課からのお知らせ

①口座振替の手続について ②労働保険料の納付について



口座振替の手続きはお済みですか？

令和2年度第1期分納付にかかる口座振替の申し込み期限(金融機関窓口あて)は
令和2年2月25日(火)です。

口座振替納付とは、口座振替の納付日にあらかじめ届出いただいた口座から労働保険料等を引き落とし納付する制度です。金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料等の納付ができます。

一度、口座振替の手続をしていただければ、翌年度(納期)以降も継続して口座振替により納付することができます。手数料はかかりません。

口座振替のお手続きはこちらから

厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索



労働保険料の納付について

労働保険料 第3期分 の納期限は、1月31日です。

※納期限までに、最寄りの金融機関(日本銀行本店、支店・代理店又は歳入代理店、郵便局(ゆうちょ銀行))、労働局(労働保険徴収課)又は労働基準監督署へ納付してください。納付書は概ね10日前に送付いたします。

お問い合わせ先：広島労働局 総務部 労働保険徴収課 ☎ 082-221-9246

令和元年度

「安全衛生教育促進運動」を展開しています

実施期間 令和元年12月1日～令和2年4月30日 中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンター

安全衛生教育促進運動は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、平成25年度から、中央労働災害防止協会(中災防)が提唱し展開している運動です。

中災防では、「第13次労働災害防止計画」(2018年度～2022年度)や、2016年10月に改正された国の「安全衛生教育等推進要綱」(平成28年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、厚生労働省の後援、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等及び全国的な安全衛生関係団体の協賛を受けながら、この運動を展開していくこととしています。

詳しいことは、中災防ホームページの「令和元年度 安全衛生教育促進運動実施要領」等をご覧ください。

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/youryou.html>

○「資格取得キャンペーン」

中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンターを中心として、11月に「資格取得キャンペーン」を展開しました。また、このキャンペーンには、中国・四国の各県労働基準協会(労働基準協会連合会)も協力しています。

詳しいことは、中災防ホームページの「資格取得キャンペーンへのご協力をお願い」をご覧ください。

https://www.jisha.or.jp/chushikoku/pdf/shikaku_camp.pdf

《申込み・お問い合わせ先》 中央労働災害防止協会(中災防)中国四国安全衛生サービスセンター

〒733-0003 広島市西区三篠町3-25-30 TEL:(082)238-4707 FAX:(082)238-4716